

第9章 運営計画

9.1 ごみ搬入受付時間

受付時間は、行政サービスの低下を防ぐ観点から、現施設における受付時間を基に、以下のとおり設定する。

なお、(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターの受付時間は共通とする。

表 9-1 受付時間

	処理手数料※	受付時間(8時30分から16時30分まで)
直営車両	事業系可燃一般廃棄物 180円/10kg (量は1日につき10枚程度まで)	・平日は受け入れる。(12時から13時も受入可) ・祝日が平日に当たった場合も受け入れる。 ・土曜日、日曜日及び年末年始(12月31日から1月3日まで)は受け入れない。
委託車両		
許可車両		
直接搬入車両	家庭系可燃一般廃棄物 50kgまで無料 50kgを超えた分は10円/10kg	

※ 処理手数料は令和3年3月31日現在のものであり、今後変更になる可能性がある。

9.2 搬入禁止物

搬入禁止物は以下のとおりとする。

表 9-2 搬入禁止物

区分	具体例
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機
事業ごみ	事業所・飲食店・商店・工場等から出るごみ
土砂類	コンクリート、ブロック、レンガ、灰、漬物石、石、土、砂等
爆発火災の危険があるごみ	バッテリー、ガソリン、灯油、軽油、ベンジン、シンナー、塗料、オイル、廃油、プロパンガスボンベ、充電式電池、ボタン形電池等
有害性のあるごみ	化学薬品(農薬・除草剤、殺虫剤等)、医療系廃棄物等
建築廃材・家屋解体ごみ	サッシ、窓ガラス、流し台、洗面台、浴槽、便器、ドア、ふすま、門扉、フェンス、樋、瓦、材木、石膏ボード、断熱材、雨戸、給油器、ビルトインタイプのIHクッキングヒーター・オーブンレンジ・コンロ・食洗器等
自動車・バイクの部品	オートバイ、タイヤ、マフラー、ホイール、ミラー、ハンドル、サスペンション、バンパー、オイルフィルター等
農業のごみ	農薬、農業用ビニール、パイプ支柱、農機具(部品を含む)、肥料袋、苗箱等
汚泥(産業廃棄物)	汚泥(産業廃棄物)
その他	消火器、パソコン、耐火金庫、うす、仏壇、ピアノ、電動車いす、物置、発電機等、ドラム缶、ボイラ、モーター、ポンプ類、工業用マシン等

※注：熊谷市、深谷市及び寄居町のごみカレンダーより作成

9.3 人員配置

有資格者の配置については以下のとおりとする。

- (1) **廃棄物処理技術管理者**は必ず確保する。（廃棄物処理法第二十一条）
- (2) (仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターはタービン発電機を設けるため、自家用電気工作物^{※1}の設置に伴い**第二種電気主任技術者**及び**第二種ボイラ・タービン主任技術者**を選任しなければならない。（電気事業法第四十三条第一項及び第二項^{※2}）
- (3) その他、配置すべき有資格者は次のとおりとする。

表 9-3 配置有資格者（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	熱回収施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者 (又は安全衛生推進者 ^{※3})	安全に係る技術的事項の管理 ・建物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置 ・安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検 ・作業の安全についての教育及び訓練 等
衛生管理者 (又は安全衛生推進者 ^{※3})	衛生に係る技術的事項の管理 ・労働者の健康障害を防止するための作業環境管理 ・労働安全衛生教育の実施 ・健康の保持増進措置 等
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	タンク内等の酸欠危険場所での作業における作業員の酸素欠乏症の防止 ・作業方法の決定、酸素濃度測定 ・測定器具・換気装置・酸素マスク等の器具点検 等
防火管理者	施設の防火に関する管理 ・消防用設備等の点検、整備、維持管理 ・火気の使用又は取扱いに関する監督
危険物保安監督者・危険物取扱者	灯油等指定危険物類の取扱い、設備点検、危険物取扱作業に関する保安監督 等
第一種圧力容器取扱作業主任者	第一・二種圧力容器の取扱作業
第二種電気主任技術者	電気工作物の工事、維持、運用に関する保安監督
クレーン運転士	ごみクレーン、床上操作式クレーン等の操作
第二種ボイラ・タービン主任技術者	ボイラ・タービンの工事、維持、運用に関する保安監督
特定化学物質作業主任技術者	・特定化学物質による作業員への汚染又は吸入防止のための作業方法の決定、及び作業員の指揮 ・換気装置、排ガス処理装置等の定期設備点検 ・保護具の使用状況の監視

※1：事業用電気工作物のうち、電気事業の用に供する電気工作物以外のもの

※2：自家用電気工作物の場合、定められた学歴、資格又はこれと同等以上の知識、技能を有しておりかつ、出力が500kW未満の発電所及び最大電力500kW未満の需要設備に限り主任技術者の選任が不要となる。

※3：労働者が50人未満の場合は安全衛生推進者を選任(安全衛生推進法第十二条の二)

9.4 環境啓発機能

(1) 関連計画について

1) 廃棄物処理施設整備基本計画（平成 30 年 6 月に閣議決定）

廃棄物処理法に基づき策定される廃棄物処理施設整備基本計画において、重点施策のひとつとして「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、地域の課題解決や地域活性化に貢献するために環境教育・環境学習の機会を提供することとされている。

2) 第 2 次熊谷市環境基本計画（平成 30 年 3 月策定）

第 2 次熊谷市環境基本計画は、環境保全と創造を推進することを目的として長期的な目標及び総合的な施策の大綱が定められており、将来的に望ましい環境像は「豊かな自然 未来へ育み伝えるまち 熊谷」としている。また、その環境像の実現に向けた目標の一つとして「環境教育・環境学習の推進」が挙げられており、環境関連施設の見学等を実施することにより、子供たちの環境保全の意識を啓発することとされている。

3) 深谷市環境基本計画（平成 30 年 3 月策定）

深谷市環境基本計画は、「安心とやすらぎを感じられるまち ～市民が住みやすく地球環境がまもられるまち～」を目指すべき環境像として、5つの基本目標を定めている。このうち、「協働で環境を守るまちづくり」では、行政、市民及び事業者が三位一体となって環境保全への取り組みを進めていくため、学校や市民への環境学習機会の確保による環境教育の充実を図ることとされている。

4) 第 2 次寄居町環境基本計画（平成 29 年 4 月策定）

第 2 次寄居町環境基本計画は、「豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち」を望ましい環境像として、5つの環境保全行動プロジェクト及び9つの取り組みの方針が定められている。このうち、「共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして」では、環境教育・学習の推進に向けて町が実施する環境保全行動として、地域との連携・協働を図りながら、学校における環境教育を推進することとされている。

(2) 環境啓発のデザインコンセプト

前項までの整理結果より、国の方針では廃棄物処理施設において環境教育・環境啓発の機会を提供することとされており、また、構成市町の環境基本計画においても地域の課題解決や活性化等のために環境学習の機会を充実させることが挙げられている。

以上を踏まえて、(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターにおける環境啓発のデザインコンセプトは、環境教育・啓発の機会を提供することによる環境保全に対する意識の啓発とする。

(3) 具体的な環境啓発内容

「環境教育・啓発の機会を提供することによる環境保全に対する意識の啓発」を実現するにあたり、具体的な環境啓発内容(案)は以下のとおりとする。

1) ゾーニングについて

環境啓発機能は見学者通路に付加することとし、ごみ処理施設の各設備を見学するにあたっての事前学習の位置づけとして、地域の歴史やごみ処理に関する基本的な情報を学ぶことができる導入ゾーンを設ける。

また、(仮称)新熊谷衛生センターについては、隣接する別府沼公園が見学できるゾーン(別府沼ゾーン)を設けることにより、環境保全に対する意識の更なる啓発を行う方針とする。

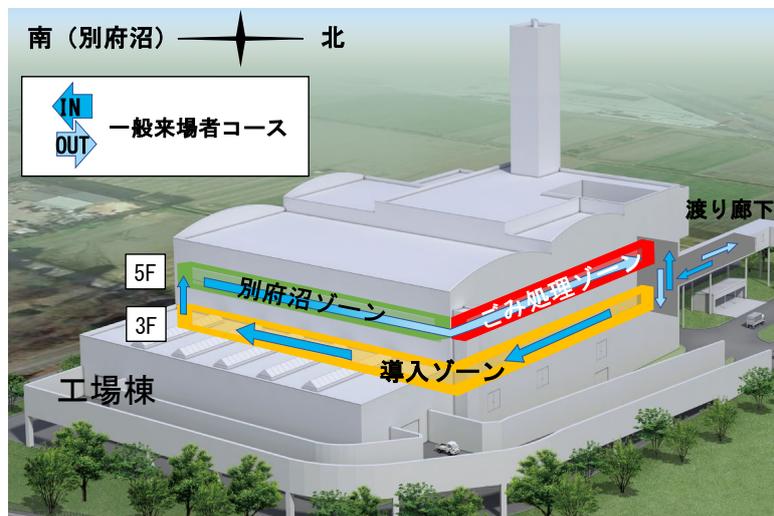


図 9-1 環境啓発のゾーン分け(案) ((仮称)新熊谷衛生センターの場合)

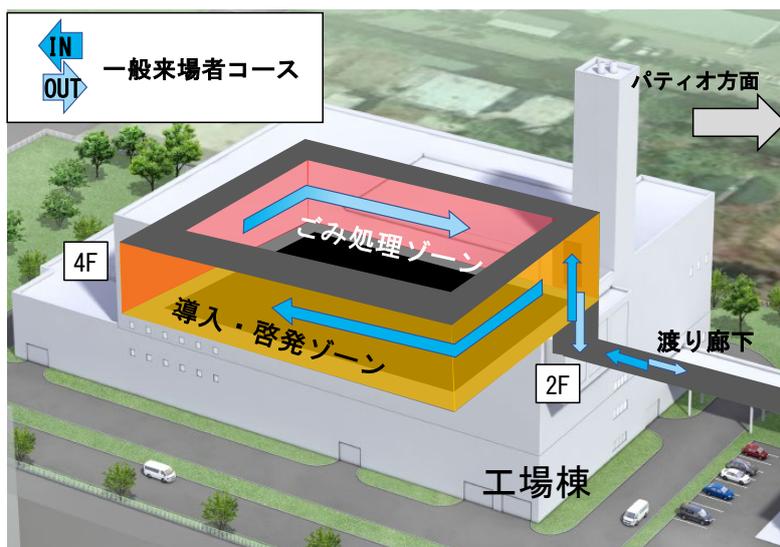


図 9-2 環境啓発のゾーン分け(案) ((仮称)新深谷清掃センターの場合)

9.5 防災機能

(1) 新施設における防災機能について

基本構想では、以下のとおり施設整備の基本方針及び想定される附帯設備とその活用策が示されている。

表 9-4 基本コンセプトに基づき想定される附帯設備及び活用策

施設整備の基本方針 (コンセプト)	想定される附帯設備及び活用策
安心・安全かつ安定的に処理が可能な施設	①災害時の防災拠点
環境に配慮した施設	②環境学習に係る啓発施設
効率的なエネルギー回収をする施設	③余熱を利用した温水施設(浴場、プール等)
経済性に優れた施設	—
地域に貢献し、親しまれる施設	①災害時の防災拠点 ②環境学習に係る啓発施設 ③余熱を利用した温水施設(浴場、プール等) ④その他、イメージアップ機能

(仮称) 新熊谷衛生センター及び(仮称) 新深谷清掃センターにおける防災機能について、耐震構造等のハード面(建築・プラント)については建築基本計画及びプラント基本設計にて整理を行ったことを踏まえ、本項ではソフト面での防災機能について検討を行う。

ソフト面での導入すべき防災機能について検討を行うにあたり、近年の廃棄物処理施設における主な防災機能を整理する。次頁に整理結果を示す。

表 9-5 近年の廃棄物処理施設における防災機能

都道府県	自治体及び組合名	施設名	竣工年月	主な防災機能	キーワード
神奈川県	高座清掃施設組合 (海老名市、座間市、綾瀬市)	高座クリーンセンター	2019年4月	・同組合が示した施設整備の基本コンセプトの一つに、「防災の拠点となる施設」がある。 ・外部電源が途絶えた場合、1炉を立ち上げるための非常用発電機を設置しており、いったん立ち上がれば、ごみがある限り、2炉運転を継続することができる。 ・帰宅困難者を見込んだ備蓄をしており、備蓄は300人が1週間過ごす分を用意している。 ・同センターには市民の交流場として様々な設備が整っているが、その一つとしてキッチンルームがあり、これはオール電化で電源途絶時でも自立稼働後は使用することができ、まさに地域の防災拠点として整備されている。(都市と廃棄物 VOL.49 No.7:2019.07)	・非常用発電機(プラント) ・ 防災備蓄 ・キッチンルーム(建築)
東京都	ふじみ衛生組合 (三鷹市、調布市)	クリーンプラザふじみ	2013年3月	・電源供給を行っている隣接する元気創造プラザは、災害が発生すると災害対策本部のほか消防団指揮本部、災害医療対策実施本部などが置かれ、総合スポーツセンターは支援物資のストックヤードになるなど災害対応の最重要拠点となる。 ・クリーンプラザふじみが災害時も安定して稼働することが前提となるが、耐震設計を行っているほか、災害に強いとされる特別高圧電力で受電しており、ごみさえあれば発電を続けることができる。 ・また、防災公園は災害時に一時避難所となるため、マンホールトイレやかまどベンチなども設置されている。(都市と廃棄物 VOL.49 No.8:2019.08)	・発電(プラント) ・防災公園(建築)
熊本県	八代市	エコエイトやつしろ (八代市環境センター)	2018年10月	・施設は八代海のすぐそばに立地することから、その対策も充実させた。 ・津波・高潮対策として、計画地盤の高さを八代市防災マップの高潮最大波高を上回る高さとしたほか、ランプウェイ方式を採用し、プラットフォームを2階に設置。 ・可動式防水堤(neoRiSe)を灰積出場のシャッター部に設置し、浸水対策を行っている。一方、地震に対しては、建設地の地震係数0.8に対し、1.0を採用し耐震設計を実施。 ・埋立地に建設することから、効率的な液状化対策も行った。 ・避難所とはなっていないが、周辺が浸水し孤立した場合に備え、150人×5日分の防災用品の備蓄も行っている。(都市と廃棄物 VOL.49 No.9:2019.09)	・浸水対策(プラント) ・耐震設計(建築) ・液状化対策(建築) ・ 防災備蓄
岩手県	岩手中部広域行政組合 (花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)	岩手中部クリーンセンター	2015年10月	・新施設の建設を検討している時期に東日本大震災が発生、その教訓から同センターは防災拠点としての役割も担うことになった。 ・当初は、焼却炉を立ち上げるだけの非常用発電機を設置する予定であったが、MHIECでは電源が途絶した場合でも、1炉を立ち上げることが可能な容量を持つ非常用発電機の設置を提案し、採用された。 ・敷地内に太陽光パネルを設置、ごみ発電できない場合でも生活系の電力を確保することができ、EV充電器も駐車場に設置していることで、電源が途絶している場合でも蓄電池との組み合わせにより、公用車を充電し活用することもできるなど、災害時の拠点施設としての装備も整っている。(都市と廃棄物 VOL.49 No.11:2019.11)	・非常用発電機(プラント) ・太陽光パネル(プラント) ・EV充電器(プラント)
長崎県	長崎市	長崎市西工場	2016年10月	・自立稼働を可能にする非常用発電機を設置しており、これにより災害時に途絶した場合でも廃棄物があれば処理を継続可能。 ・近隣自治会に対しては避難準備情報が発令された場合、施設への避難を受け入れることを伝えており、水やかんばん、毛布、発電式のラジオ付きの懐中電灯、缶にトイレなども備蓄している。 ・海に面していることから津波・高潮対策として5mのかさ上げを行うなど考え得る災害対策を行っている。(都市と廃棄物 VOL.49 No.11:2019.11)	・非常用発電機(プラント) ・ 防災備蓄 ・浸水対策(建築)
熊本県	山鹿市	山鹿市環境センター	2019年4月	・施設のすぐ横を菊池川、岩野川などが流れていることから、洪水対策として、地盤を2.5mかさ上げ、プラットフォームや重要機器を2階に配置するといった対策を講じている。 ・多目的グラウンドを整備しており、平常時は市民の憩いの場として提供されるが、災害時には避難場所としても活用できるよう、かまどベンチを設置するなどの対応を行っている。(都市と廃棄物 VOL.49 No.11:2019.11)	・浸水対策(建築) ・かまどベンチ(建築)
山形県	山形広域環境事務組合 (山形市、上市市、山辺町、中山町)	エネルギー回収施設(川口)	2018年12月	・組合の渡部部長は同施設は、「地域の防災拠点となるような機能を有する施設として整備している」と話す。 ・300人が7日間避難できるだけの飲料水・非常食・毛布等を備蓄しているほか、研修室など施設内に約1,000㎡の避難スペースも確保している。 ・外部電源が途絶した場合でも施設の自立稼働が可能な非常用発電機を設置し、さらに運転に必要な用水量の7日分以上の貯留量を確保するなど、災害に対する備えをこれまで以上に強化している。(都市と廃棄物 VOL.50 No.2:2020.02)	・ 防災備蓄 ・避難スペース(建築) ・非常用発電機(プラント) ・用水の備蓄(プラント)
京都府	木津川市精華町環境施設組合 (木津川市、精華町)	環境の森センター・きづがわ	2018年9月	・廃棄物処理施設は重要施設であり、木津川市では災害に強い施設を目指し、出力1,220kWの蒸気タービン発電機や電源が途絶した場合でも焼却炉の立ち上げが可能な非常用発電機を設置。 ・1週間程度の薬品類のストックや十分なビット容量も確保することで、災害時にも安定的なごみ処理が可能な体制を整えている。 ・市の避難所指定は受けていないが、災害時に地元住民が避難してきた場合は、普段は会議室として使用しているスペースを避難場所として開放することを想定、男女別の風呂や更衣室も設置し、機能を充実させている。(都市と廃棄物 VOL.50 No.3:2020.03)	・非常用発電機(プラント) ・薬品等の備蓄(プラント) ・避難スペース(建築)
長野県	長野広域連合 (長野市、須崎市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町)	ながの環境エネルギーセンター	2019年4月	・施設のあるエリアは、水害が想定されており、2mかさ上げをして施設を建設、施設内への水の流入を防ぐ自動起動水堤を設置した。 ・浸水による主要電気系統の故障防止対策を講じている。 ・電源が途絶した場合でも焼却炉を立ち上げ、稼働させるための非常用発電機を設置、災害時の防災拠点としての能力を発揮することが期待されている。 ・地元住民と協定を締結し、一時避難所として活用することができるようになったほか、停電時には施設内の電力を活用し、スマートフォン等の充電もできるなど、地域住民の電力確保に貢献できることが期待されている。 ・工場の屋上にはヘリコプター緊急救助用スペースも設けられており、ホバリングによるつり上げ救助を行うことができるのも大きな特徴の一つである。(都市と廃棄物 VOL.50 No.5:2020.05)	・浸水対策(建築) ・非常用発電機(プラント) ・一時避難場所(建築) ・ヘリコプター緊急救助用スペース(建築)
愛媛県	今治市	バリクリーン	2018年4月	・電源途絶時のプラントの自立稼働のための非常用発電機のほか、避難所としての機能を持つ管理棟のための非常用発電機も設置している。(都市と廃棄物 VOL.50 No.6:2020.06)	・非常用発電機(プラント)
東京都	武蔵野市	武蔵野クリーンセンター	2017年4月	・通常の蒸気タービン発電機だけでなく、非常用兼常用のガスタービン発電機を設置しているほか、センターに隣接する市役所本庁舎や総合体育館などに電力自営線と熱導管を敷設しており、災害時にも行政が維持できるという。 ・耐震基準の1.25倍を満足する耐震性も備えており、災害時の拠点施設となっている。(都市と廃棄物 VOL.50 No.6:2020.06)	・ガスタービン発電機(プラント) ・電力自営線(プラント) ・熱導管(プラント) ・耐震性(建築)
東京都	浅川清流環境組合 (日野市、国分寺市、小金井市)	可燃ごみ処理施設	2020年4月	・環境省では、廃棄物処理施設を地域に新たな価値をもたらすものと位置付けており、地域の防災拠点や学習拠点としての役割も期待されており、同組合でも様々な災害対策を行っている。 ・病院や学校と同等の耐震性を備えた施設として整備を行い、ハザードマップの浸水想定が深さ3~5mであることから、地盤のかさ上げを行うことで浸水が3mに達しても運転に支障はななく、さらに想定以上の浸水が起こった場合でも重要機器は5m以上の高さに設置することで、被害を最小限に抑え早期復旧を可能にしている。 ・地震等の災害時に電源が途絶えた場合でも自立稼働が可能な非常用発電機も設置、ごみ処理に必要な薬品も1週間分の備蓄があり、万が一の場合でも、処理継続することで電源を確保できるようになって ・施設の会議室やホールを避難スペースとして利用することも想定しており、200人が7日間過ごすことのできる水や食料、毛布をSPCが準備するなど、地域の防災拠点としての役割が期待されている。(都市と廃棄物 VOL.50 No.8:2020.08)	・耐震性(建築) ・浸水対策(建築) ・非常用発電機(プラント) ・避難スペース(建築)

※出典：都市と廃棄物(2016年第1号から2020年第10号)(株式会社環境産業新聞社)

※抽出条件：近年の廃棄物処理施設の新設事例紹介のうち、防災機能について記載のある施設

表 9-5 で示すとおり、近年の廃棄物処理施設における防災機能のうち、主に導入されている機能としては、浸水対策（土木・建築工事）や非常用発電機の導入（プラント工事）による。これらについては、前章までに示した基本設計内容で検討しているところであるが、ソフト面での機能も検討としては、多くの施設において住民が避難してきた際の飲料水や非常食等の防災備蓄を備えている事例が多い。

そこで、(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターにおけるソフト面での防災機能については、防災備蓄について導入の検討を行う。

(2) 防災備蓄導入の必要性について

防災備蓄が必要となる施設等として、指定避難所が挙げられる。

●指定避難所について【災害対策基本法】

法第四十九条の七（指定避難所）

市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

また、指定避難所については、以下の基準に適合しなければならない。

施行令第二十条の六（指定避難所の基準）

1. 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
2. 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
3. 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
4. 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
5. 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターについては、指定避難所としての指定は未定であるものの、会議室等を有する大規模な施設であり、被災者の受入や生活関連物資を備蓄するスペースが確保可能であることなどに加え、高い耐震性、耐水性並びに発電機能を有する観点からも、指定避難所と同等の機能を持たせることが望ましい。

以上より、(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターについては指定避難所相当の機能を持たせることとし、指定避難所に必要となる防災備蓄を導入することとする。

(3) 必要となる防災備蓄について

防災備蓄について、災害対策基本法に基づき策定される都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画をもとに必要となる備蓄品の検討を行う。

以下に埼玉県、熊谷市、深谷市及び寄居町における地域防災計画の策定状況を示す。

表 9-6 地域防災計画の策定状況

地域防災計画	策定年月
埼玉県地域防災計画	令和 3 年 3 月
熊谷市地域防災計画	平成 27 年 8 月修正版
深谷市地域防災計画	平成 28 年 3 月修正版
寄居町地域防災計画	平成 28 年 2 月修正版

※都道府県地域防災計画：都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成

※市町村地域防災計画：市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成

このうち、埼玉県地域防災計画では、災害発生直後の生活を確保するための備蓄として、①飲料水、②食料、③生活必需品、④防災用資機材、⑤医薬品及び⑥石油類燃料の 6 種類が挙げられている。(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターにおいては、井戸水の引き込みをすること及び生活する上で最低限必要となる備蓄品を確保する観点から、②食料及び③生活必需品の 2 種類を備蓄する方針とする。

また、備蓄日数については各地域防災計画に基づき 1.5 日分とし、想定人数については、施設のうち避難スペースとして活用可能な面積及び一人当たりの収容面積(約 3m²/人※)より設定することとする。

※「避難者に係る対策の参考資料(内閣府：平成 20 年 10 月 27 日)

表 9-7 備蓄品の例

	備蓄品目	例
食料	保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したもの	●主食(アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン) ●乳児食(粉ミルク、離乳食) ●その他(ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺)
生活必需品	基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したもの	●毛布、タオル ●下着、靴下 ●簡易食器 ●懐中電灯 ●ラップフィルム ●おむつ(子供用、大人用) ●生理用品 ●石鹸 ●ウェットティッシュ ●使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品 ●更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド ●マスク、防塵マスク、消毒液

なお、今後指定避難所として指定された場合においては、備蓄品目及び想定人数等について見直しを行うこととする。

9.6 ごみピット容量《参考》

月変動係数及び操炉計画(設計要領に準じる)を考慮した(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターのごみピット残容量を次頁に示す。

前述のケースにおいては、施設ごとに定められた収集区域の廃棄物のみを処理する場合、ピット残量やごみの発生量が多くなる 12 月から 1 月にかけてピット容量が不足する可能性がある。

一方、2 施設のごみピット容量を合わせて組合全体のごみピット容量と捉え、片方のごみピットが容量を超過する際にはもう片方の施設に搬入することにより、以下のとおりピット容量の不足を解消できる可能性がある。

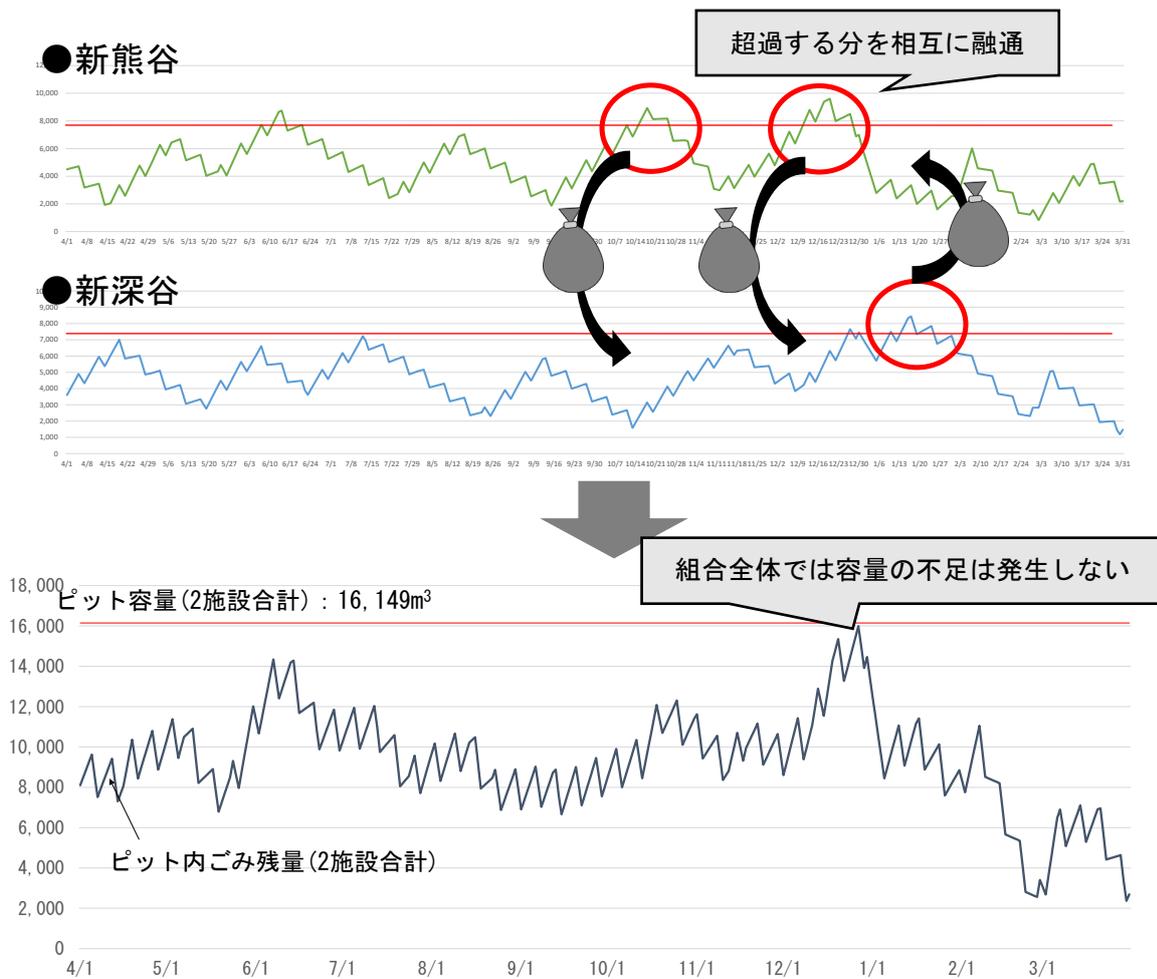


図 9-5 2 施設合計のピット容量及びピット内ごみ残量の推移

9.7 電力の相互供給について《参考》

区域内に1施設しか存在しない場合、全炉停止期間中はごみの焼却による発電ができないことから電力を購入する必要があるが、(仮称)新熊谷衛生センター及び(仮称)新深谷清掃センターのように区域内に2施設が存在する場合、修繕時期をずらすことによって全炉停止時において施設間での電力の相互供給が可能となり、電力の購入が不要となる。

以下に操炉計画(案)を示す。

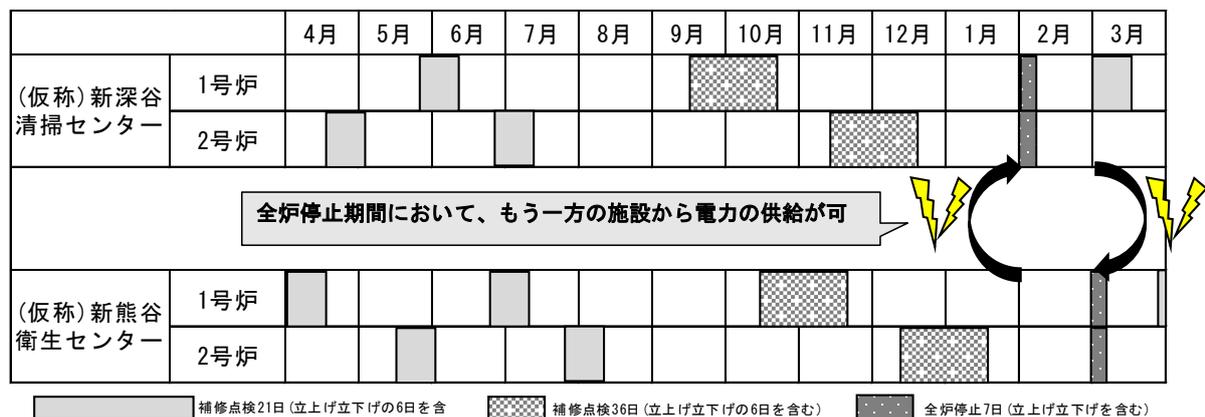


図 9-6 操炉計画(案)及び全炉停止期間における電力の融通(イメージ)

また、プラントメーカーへのヒアリング結果より、一方が全炉停止中かつ、もう一方が1炉運転の場合の場内消費電力量及び発電量の比較結果(ストーカ式の場合)を以下に示す。

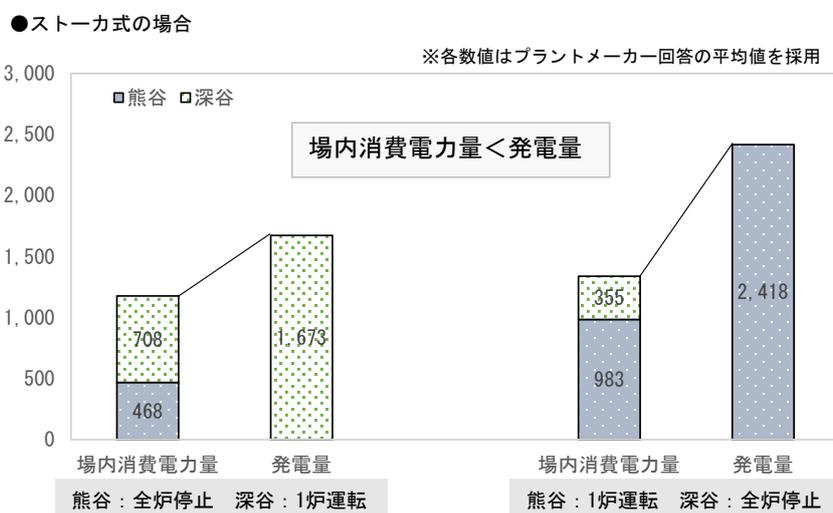


図 9-7 場内消費量及び発電量の比較

以上より、ストーカ式の場合、一方が全炉停止中においても、もう一方の施設の発電量により2施設分の場内消費電力量を賄うことが可能である(シャフト式も同様)。